

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津若松市長 室井 照平

市町村名 (市町村コード)	会津若松市 (07202)
地域名 (地域内農業集落名)	湊地区 (笹山、戸ノ口・笹山原、四ツ谷、下馬渡、上馬渡、西田面、原、田代、高坂、堰場、東田面、経沢、中田、赤井、崎川集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年4月16日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>■人 ○下馬渡集落・上馬渡集落・原集落・堰場集落・東田面集落・経沢集落・赤井集落・崎川集落には農業法人が存在しており、集落内農地の大部分を集積・集約化している。 ○法人が存在しない集落の多くには生産組合や改善組合等の任意組織が存在しており、そこを主体として農作業や農地の集積・集約化に向けた取組を行っている。 ○個人で農業を継続している農業者の多くは現状維持の意向を示しているが、高齢化の進行や後継者不足により、将来的に規模縮小・リタイアの意向が増加することが懸念されている。 ○農業法人においても、役員及び構成員の高齢化・後継者不足により、これ以上農地を引き受けるのが難しいという意向が示され始めている。</p> <p>■農地 ○平地の田は、基盤整備により大部分が大規模区画になっており耕作条件が良い。 ○基盤整備をしていない狭小農地の維持管理に苦慮しており、一部集落では農業法人によるそばの作付け等で維持管理を図っているが、そういった取組が難しい農地は遊休農地化が懸念されている。 ○特に、山際の農地は傾斜や獣害の懸念等により維持管理が困難になっており、上馬渡集落及び西田面集落においては中山間地域等直接支払制度を活用し保全活動を行っている。 ○住宅地付近の狭小な畑地においては、担い手による集積・集約化が難しく、所有者自身に維持・保全活動を任せるしかない現状だが、それも困難になってきている。</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>○基盤整備済みの大区画田においては、今後も農業法人や任意組織が主体となり、水稻の作付けや大豆やそばとのブロックローテーションの取組を継続していく。 ○現状維持を希望する個人の農業者については、今後も地域の担い手として可能な限り農業を継続し、それが難しくなった際は規模拡大の意向のある担い手へ農地の集積・集約化を図っていく。 ○山際等の水稻の作付けが難しい田においては、畑地化促進事業の活用を検討していく。 ○畑地においては、当面は現状の維持管理を継続し、将来的には粗放的利用等についても検討していく。 ○農業法人において、現状の法人体制の維持管理が難しくなり始めていることから、法人間の連携体制についても検討し始めていく。 ○強固な担い手の確立に向け、現状、任意組織として活動している団体については、法人化の検討を行っていく。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,051.98 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,051.98 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

○当面は、地域内農地の全農地で農業上の利用を行うこととするが、将来的には山際の農地や住宅地付近の畑地等では粗放的利用も検討していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

○農業法人等の担い手による集積・集約化が進んでいる集落が多いため、今後も同様の体制を継続していく。
○一部集落においては、担い手ごとの耕作地が飛び地になっている状況が見受けられることから、利用権の交換等による集約化の促進について検討していく。
○狭小な農地や住宅地付近の畑地等は、今後も担い手への集積・集約化が難しいことから、所有者による維持管理を継続しつつより効率的な利活用の方針を検討していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

○農業法人等への集積・集約化や基盤整備に際し、既に農地中間管理機構を活用していることから、今後も同様の農地貸借を継続していく。
○農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定を活用した貸借については、契約期間満了後、農地中間管理機構を活用した貸借へ切り替えるが、それが難しい場合は、農地法第3条に基づく貸借を活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

○下馬渡集落において、作業の効率化に向けた狭小な畑地の再整備が検討され始めたため、関係機関を交えながら整備実施に向けた取組を行っていく。
○他集落においても、基盤整備未実施の農地における新たな整備事業の必要性について検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

○個人農業者の子弟の中に、就農意向を持つ者が複数名が存在していることから、将来的な地域農業の担い手となるよう育成を進めていく。
○農業法人においては、後継者候補が存在する法人とそうでない法人の両方が存在しているため、存在する法人は育成に取り組み、そうでない法人は雇用等による新たな後継者候補の確保に向けた検討を行っていく。また、それが難しい場合は法人間の連携・合併等についても検討していく。
○任意組織は農地の貸借の制限や補助金の制限等のデメリットがあることから、より強固な担い手となるために法人化の検討を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

○農業機械の故障等の不測の事態が生じた際は、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

○近年のイノシシやクマなどの有害鳥獣による農作物への被害の増加に対し、地域内の農地に電気柵を設置するといった対策を取っていることから、今後も継続して対策や情報共有を行っていく。
○情報共有の手段として、被害を受けた場所や農作物等を記載した鳥獣害被害マップの作成等を検討していく。

③スマート農業

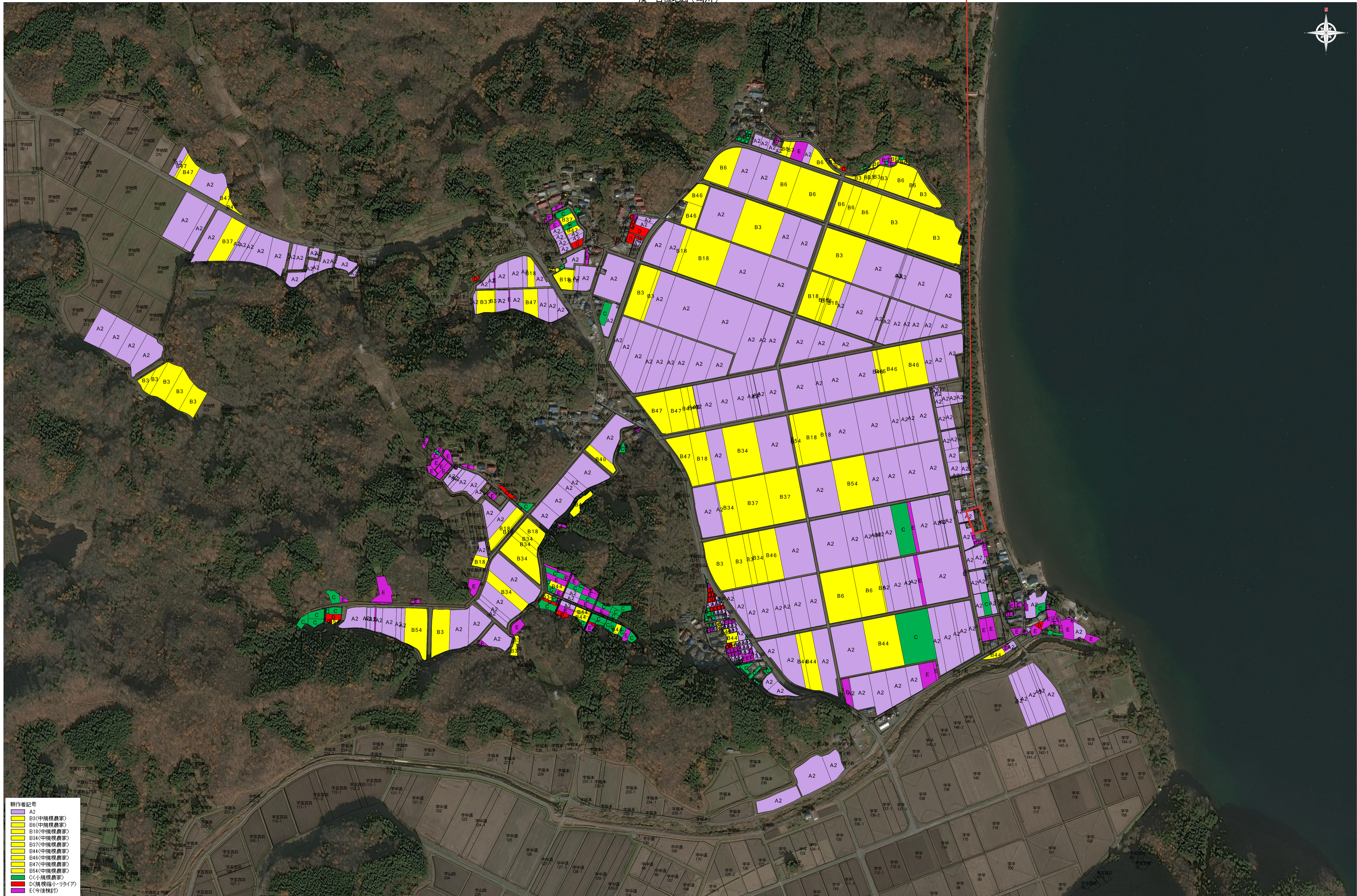
○農業従事者の減少や高齢化による担い手不足などの課題があることから、スマート農業の技術を活用し、省力化や効率的な生産を図っていく。

⑦保全・管理等

○地区内の多くの集落が多面的機能支払制度に取り組んでおり、農地の多面的な機能を維持し、集落内農地を集落で守っていく意識の醸成に効果的な取組であることから、今後も制度が続く限り取組を継続していく。
○上馬渡集落・西田面集落はそれに加え中山間地域等直接支払制度にも取り組んでおり、本年度は第5期対策の最終年度であることから、第6期対策において継続できるよう準備を進めていく。

⑧農業用施設

○農業法人の規模拡大に係る農業用施設の増設に際しては、増設予定の施設を予め地域計画へ位置付け、「農業用施設に係る転用許可等の特例」を活用し効率的な増設を図っていく。



耕作者記号

A2	A2
B3(中規模農家)	B3
B6(中規模農家)	B6
B18(中規模農家)	B18
B34(中規模農家)	B34
B37(中規模農家)	B37
B44(中規模農家)	B44
B46(中規模農家)	B46
B47(中規模農家)	B47
B54(中規模農家)	B54
C(小規模農家)	C
D(規模縮小・リタイア)	D
E(今後検討)	E

除外する農地

地域計画（作成用）

